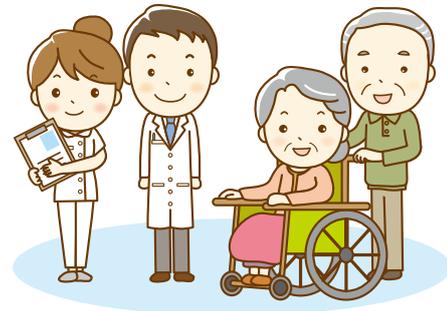


後期高齢者医療制度について

保険料の軽減措置について

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。令和2年度は、均等割5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準が拡大されます。一方、保険料軽減特例の見直しに伴い、所得の低い方の均等割の軽減割合が段階的に縮小されます。



所得の低い方の均等割軽減の変更

■軽減判定所得基準

(令和元年度)

軽減割合	軽減判定所得基準（世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計）
5割	33万円+ (28万円×被保険者の数)
2割	33万円+ (51万円×被保険者の数)

(令和2年度)

軽減割合	軽減判定所得基準（世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計）
5割	33万円+ (28.5万円×被保険者の数)
2割	33万円+ (52万円×被保険者の数)

■軽減割合

軽減判定所得基準（世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下の場合 (被保険者全員の所得が0円の場合) ①	8割 (※)	7割 (※)	7割
33万円以下の場合 (上記以外の場合) ②	8.5割 (※)	7.75割 (※)	

※軽減割合の変更は、保険料軽減特例の見直しによるものです。保険料軽減特例の見直しは、社会保障充実策として介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施され、①の方は、②の方より社会保障充実策が強化されているため、令和元年度と令和2年度で②の方の軽減割合より低くなります。

■令和2年度軽減判定所得基準

軽減判定所得基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計)		軽減割合	軽減後の 均等割額
33万円以下の場合	被保険者全員の所得が0円の場合 (公的年金等控除額は80万円として計算)	7割	13,020円
	上記以外の場合	7.75割	9,765円
33万円+ (28.5万円×被保険者の数) 以下の場合		5割	21,700円
33万円+ (52万円×被保険者の数) 以下の場合		2割	34,720円

問 町民税務課 国保年金係
☎ 77・3912

保険料率の改定について

後期高齢者医療制度の保険料率については、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に1度見直すこととされています。

令和2・3年度の保険料率を次のとおり改正しましたので、お知らせします。

■保険料率の改定要因

- ・被保険者数の増加や若年層が減少したことにより、後期高齢者負担率（医療給付費のうち、皆さまの保険料で賄う分）が増加したため
- ・1人当たりの医療給付費の増加が見込まれるため
- ・診療報酬の改定のため

※千葉県後期高齢者医療広域連合では、引き続き被保険者の皆さまが安心して医療やサービスを受けることができるように制度の安定的運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■詳しいお問い合わせは

千葉県後期高齢者医療広域連合 総務課

☎043-216-5011

■令和2・3年度の保険料率

下記のとおり

改正前		改正後	
(平成30・令和元年度の保険料率)		(令和2・3年度の保険料率)	
所得割率	7.89%	所得割率	8.39%
均等割額	41,000円	均等割額	43,400円
賦課限度額	62万円	賦課限度額	64万円

年金

国民年金保険料免除・納付猶予制度
国民年金保険料の免除制度があります

☎町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

■国民年金保険料免除制度

収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。

■国民年金保険料納付猶予制度

50歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料が猶予されます。

※平成28年7月より30歳未満から50歳未満に拡大されました。

■未納のままにしておくこと

・障害や死亡といった不測の事態が生じたとき、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

・老齢基礎年金を将来的に受け取れない場合があります。

■手続きについて

申請先は役場の国保年金係となり、申請書は日本年金機構のホームページまたは国保年金

係の窓口で取得できます。（詳細については、日本年金機構のホームページをご確認ください）

※失業による免除申請をする場合は、雇用保険受給資格者証の写しなどの添付が必要となります。

※郵送での申請も受け付けております。

■問合せ

〈千葉県事務所〉
☎043-242-6320
〈ねんきんダイヤル〉
☎0570-05-1165

■その他

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする免除申請については、日本年金機構のホームページまたは広報しばやま令和2年6月号をご確認ください。

